

収支内訳書強要やめよ

熊本民商

抗議の返還行動

連の「納税者の権利憲章」や「自主計算パンフレット」などを参考

熊本民主商工会（民商）は9月18日、宇城民商と合同で、21人が熊本西税務署へ収支内訳書の督促状を返還しました。

熊本民商の山本寛幸会長は「督促状に、『調査を実施する場合がある』と書かれているが、収支内訳書を提出しないことで罰則はない。調査をおわせ、納税

者を脅すような督促状は許されない」と訴え。

第101国会・衆参大蔵委員会が「零細業者に過大な負担を押し付けてはならない」との付帯決議をあげていることに触れ、「収支内訳書の提出強要は即刻中止を」と要請しました。

参加者は、送られてきた書類を返還し、自

筆の請願書を提出し、請願書への回答を求めてました。民商では「税務署の横暴は仲間を増やして、はね返そう」と話し合っています。

熊本民商は8月28日と9月9日、収支内訳書督促状の問題で学習会を開き、延べ28人が参加。学習会では、全商

に、民商・全商連の運動により勝ち取つてきました。権利や歴史を学習し、収支内訳書の提出は単なるお願いであることを学びました。

参加者からは「本当のことが分かり安心した」「みんなで集まっていろんな人の話を聞くことができて良かつた」など感想が出されました。

一人では不安でしょうがなかつた」という人にも、集団返還行動への参加を呼び掛けました。

（熊本・篠原一久通

信員）

熊本民商

熊本民商

熊本民商の学習会

